

## 施設マネジメントに関する指針

機 構 長 決 定  
(平成18年3月24日)  
(令和7年3月25日)

施設は大学共同利用機関の諸活動の基盤であり、これを有効に活用し、適切に維持管理するため、機構における施設マネジメントの指針を定める。

なお、本指針の対象とする「施設」は、土地を含むものとする。

### 1. クォリティーマネジメント

- 1) 研究活動の支障となっている施設の不具合を解消するとともに潜在的なリスクに対する予防的な施設の点検・保守・修繕等（プリメンテナンス）を効果的に実施するものとする。
- 2) 外壁の落下や展示物の転倒などの施設に起因する事故を未然に防止するための安全対策に努める。
- 3) 展示物や希少本などの盗難及び研究情報の漏洩等を防ぐため、適切な防犯対策に努めるとともに、場所や内容に応じて段階的な防犯機能の設定に努める。
- 4) 共同利用の観点から、情報環境の整備に努める。

### 2. スペースマネジメント

- 1) 目的・用途に応じた施設の需給度合い、利用度等を踏まえてスペースの適切な配分に努めるなど、弾力的・流動的運用を図る。
- 2) 老朽・狭隘化の解消を図るため、遊休施設等の点検を行い、スペースの創出に努めるとともに、積極的に機器類の共有化、小型化、廃棄等により新たな空間の創出に努める。
- 3) 施設の有効活用を促進するため、使用状況を把握するとともに共同利用スペースの割り振り・用途については、共同利用機関としての役割を十分に踏まえ、外部利用を含む戦略的な活用を努める。

### 3. コストマネジメント

- 1) 施設のメンテナンスコストの低廉化と省エネルギー対策による光熱水費の削減への積極的な対応に努める。
- 2) 維持管理に当たっては、管理運営コストを考慮し、最小投入費用で最大効果を目指す。
- 3) プリメンテナンスに努め、施設の機能及び資産価値の維持を図る。

### 4. 施設の定期的な点検・評価

以上の点について機構本部及び各機関は点検・評価を毎年実施し、施設マネジメントの改善を図るものとする。